

JoGar BoLA アウラ 規約

一. [名称・所在]

本スクールは、「JoGar BoLA アウラ」と称し、その事務局は、神奈川県相模原市緑区日連531に所在します。

二. [目的]

サッカーを遊ぶ中で、体を動かすことの楽しさ、友達と関わることの楽しさ、スキルを身につけることの楽しさを学び、社会力を養う。

三. [入会資格]

スポーツを行うに適した心身ともに健康な状態にあり、本スクールの規約同意及び遵守できる方。

四. [入会]

所定の入会申込書に必要事項を明記し、当スクールの承認を得た上で、入会金をお支払い頂きます。これらの手続きが完了した時点で会員となります。

五. [入会金・月会費]

会費は、別に定める入会金、年会費、月会費、及びその他の諸費用を所定の方法で納入することとする。納めた会費は特段の事由がない限り原則として返金しません。

六. [会費等の変更]

本スクールは、入会金・会費等を変更することができます。

七. [休会・退会]

①休会する場合、前月第2週までに届出があった場合認められます。但し、休会期間は特段の事由がない限り、連続して2ヶ月以内を限界とします。

②退会する場合、所定の届出用紙に必要事項を明記し、退会する前月の第2週までに本スクールに提出してください。

八. [保険]

会員はすべて、入会時、更新時に本スクールの指定するスポーツ傷害保険に加入する。本スクールの活動中及び往復中の事故については、当該スポーツ傷害保険の約定の範囲内で対処する。

九. [責任事項]

会員あるいは会員以外の施設利用者が、本スクールに際して生じた人的・物的事故及

び金品の紛失・盗難については、本スクールの運営・管理に過失があった場合を除き、本スクールは賠償の責を負いません。また、天災などの不可抗力の事由により生じた事故については、当スクールは責任を負いません。会員が本スクール施設の利用中に、事故の責任に帰すべき理由により本スクールまたは第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責任を負っていただきます。

十. 〔休業・閉鎖〕

天災・地変・社会情勢の変化・祝祭日、その他通常のスクール運営を継続することが困難となる事由が生じた時は、本スクールは休業もしくは閉鎖することがあります。

十一. 〔諸規則の遵守〕

会員は本規約及び本スクールが別に定める諸規則を遵守しなければなりません。

十二. 〔利用規定〕

本規約は、定めのない事項及び業務遂行上必要な事項は、利用規定等によるほか、必要に応じ、本スクールが定めるものとする。

十三. 〔改正〕

本規約の改正・変更は、本スクールの定めるところによるものとし、本スクールに関するその他の諸規則についても同様とし、それらの効力は、すべての会員に及ぶものとしします。

十四. 〔発行〕

本規約は、2012年12月18日より発行します。

十五. 〔改定〕

2014年1月20日